

日本の家紋

奥平 志づ江

1. まえがき

家紋は、個人が好きな模様を選んで複製、再現し易いように一定の枠（範囲）内に集約、単純化した紋様を器物に表示して装飾と識別の為に用いたものが、家系、氏族の標（しるし）として受け継がれたもので、紋章、紋所、定紋などとも言われている。即ち個人の用いた特定の紋様（個人紋）が家紋となり、後には団体、組織等の紋章として用途が拡大するようになったわけである。家紋の発生の初期は、その使用が王侯貴族に限られていたが、皇室から武將に、武將から家来へと論功行賞に家紋を分け与えたことと、江戸時代に庶民にも家紋の使用を黙認したことが、日本で家紋の発展を促した大きな要因であろう。元来、家紋は物の所属を図柄で家単位で表示したもので、価値ある物の出所、家系を誇示するのに役立ったものであるから、裕福な王侯貴族だけにその必要性があったわけである。家紋の効用は、個人の判と同様に、他に同一のものが使われた場合には、当然その効用を失うことになり、専用でなければ意味がなくなる。したがって家紋は、法律で独占使用を保護された今日の商標同様に、経済的利権を守るのにも役立ったわけであるが、封建時代においては、家紋を印すことによって権威と家柄を示すことに最大の意義があった。徳川家康が皇室御下賜の菊紋を辞退して、葵紋（図1）を専用とし、同一紋の使用を厳禁したことは、家紋



(図1) 徳川葵紋

の絶大な効果を意図した為であろう。第二次世界大戦以後、家族、世襲の制度は失われたが、最近、雛人形や五月人形に、婚礼の衣裳、家具等に家紋復活の兆しを見せてきた。ここでは日本の家紋について概略を述べ、紋章全般については別の機会に譲る。

2. 家紋の歴史

平安時代の末頃、氏とか、苗字を図柄で現わしたものが、家紋の始まりで、当時の公家達は、その図柄を乗物（牛車）や調度品につけ、各家庭の専用として、自他共に認め合ったものである。武士は戦の折に味方の目印として旗や幕に家紋をつけたが、鎌倉幕府以後は、合戦の度に使用され、家紋の利用も一層盛んになった。武士の働き振りは、その家紋によって明らかにされ、論功行賞にも役立ったものである。



(図2) 桐紋



(図3) 菊水紋

室町時代には、家紋の種類も益々殖え、様々の変種も見られる。天皇が信任厚い下臣に家紋を賜わることもあったが、これを下賜紋と言ひ、後醍醐天皇は足利尊氏に桐紋（図2）を、楠木正成には菊水紋（図3）を賜わった。武家の子孫は、その家紋を名誉として長く受継いだものである。亀山天皇以来、徳川家康まで、皇室が代々の将軍に菊桐紋を下賜するのが通例であった。豊臣秀吉は下賜された桐の紋を大阪城にも印して、その権威をPRし、家来にも広く分け

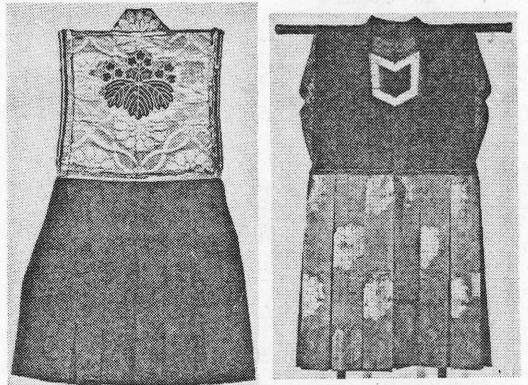
与えたので、桐の紋は最も多く普及した。桐は鳳凰の住む尊い木の意がある。

江戸時代は平和が続き、生活にゆとりが出来たので、家紋は益々装飾的傾向をもつようになった。始めは、武士が身分と威儀を正すために、袴に目印として用いる程度であったが、輪郭を飾り、紋様を加え、優美なデザインを考案して「替紋」を作り、非公式の場合にはこれを用いた。替紋を作った場合、公式の場で用いた元の紋を「定紋」と言う。定紋は幕府に届けて、妄りに変更することは許されなかったので、これを「正紋」又は「本紋」とも言い、又は旗や幕に印したので、「武功の紋」とも呼んだ。一般の庶民も武士に倣って家紋を使うようになった。彼等は門地も家格も苗字（明治3年平民に苗字は許された）も無かったから、安易な気持ちで紋章を作り、それを装飾に用いたり、歌舞伎役者や、遊女などが称号と共に用いた紋章などを真似たりした。幕府も「葵のご紋」以外はあまり拘束しなかった。比翼紋などと云って、相思の男女が、お互いの家紋を組合わせて一つの紋を作るなどの着想も生れた。加賀紋（色付きの紋）、鹿の子紋（絞り染め）、伊達紋（文字、絵入り）、なども考案されて、江戸の遊人たちは「粹」と「伊達」振りを誇ったものである。明治になって幕藩体制がくずれただけで、紋章の効用は薄れ、洋服の着用が増えたと共に家紋の使用も減った。然し、最近ではリバイバルの風潮も手伝って、羽織り、袴の紋付姿や墓石などにも家紋の装飾が見られる。

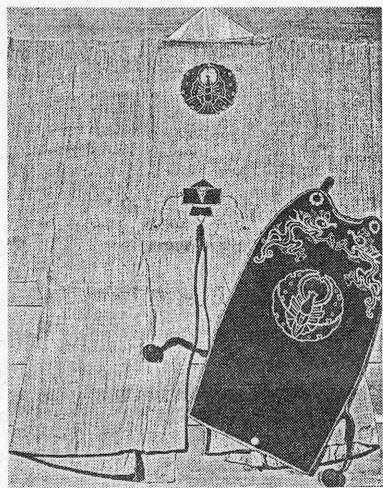
3. 家紋の図柄

家紋の基本形は約400種位あるが、これに丸とか角の図案を加えたり、一部を省略したりして約7,000以上に殖えている。基本形は日、月、雲、雪、波、山等の天体地物や植物、動物、日常用具、器物、幾何図形、建物、銭、武器、食品、仏具などの単独又は組合わせ図柄である。又家紋の図柄には、それを表示する対象物に相

応しい物を選んでゐる。庶民が農具、下駄、傘、提灯、木材、牛馬、船の帆等に印した家紋には実用的で簡略な図柄が用いられた。又武士が戦場で旗や幟に表示して遠くから味方を識別するためにも、適当な図柄と色を選んだ。次に衣服に付けられた家紋と屋根瓦に見る家紋を図4～7に例示する。(図4)(図5)(図6)(図7)



(図4) 桐紋陣羽織 (図5) 矢羽根紋陣羽織



(図6) 火消装束衣



(図7)

屋根瓦の家紋



4. 沖縄の家紋

沖縄本島では1429年(室町時代)佐敷の豪族尚巴志が全島を統一して、琉球王国を形成した。その後第二尚氏の尚真王は諸制度を整え、文化振興にも力を盡した。当時の首里王家に残されている織物、什器類に巴の家紋を見ることが出来た。(図8)(図9)(図10)(図11)



(図8) 朱塗鳳凰沈金曲入れ(径26.1重さ22.9)



(図9) 松竹梅に三つ巴模様びんがた風呂敷(麻)



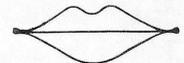
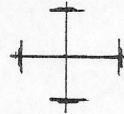
(図10) 頭巾と頭巾入れ



(図11) 桜に二つ巴模様びんがた風呂敷(麻)

沖縄の家紋は王族や地頭職(本土の庄屋に当る人)、島長(しまおさ)等の士族に限られてをり、一般庶民に用いられている家紋は見当らなかったが、意外なことに石垣島より船で20分程の小さな竹富島で数多くの家紋を見付けることが出来た。ここでは紋のことを判と言い、家紋のことを屋判(ヤーバン)と言う。屋判は文字を知らない竹富島の人々に士族から与えられたもので、織物上手の人には、表彰の意味を以て糸車の屋判(図12)が、又美人の系統の家に

(図12) 糸車の屋判



(図13) 唇の屋判

は愛と美を意味する唇の形をした屋判(図13)が与えられた。この種の屋判は何れも南国的で素朴な楽しさを感じる。(図14)は主な屋判の例である。

屋判									屋判	
主な屋判の例									家名	
派盛屋	黒島屋	友利屋	粟盛屋	新盛屋	通事屋	細原屋	上盛屋	慶田盛屋	上間屋	認定
航海上手の人	舟使上手の人	米作上手の人	粟作上手の人	働き上手の人	大工上手の人	税の完納者	織物上手の人	役人の姉美女	役人の賄い人	屋判の形体
蛇の印	舟の印	田四反の印	粟二俵の印	楳二丁の印	家の印	舟手扱の印	糸車の印	目と口の印	日傘の印	

(図14) 主な屋判の例

5. むすび

新民法で家の制度が廃止されてから、家を象徴する家紋の意義は薄れたが、その他の紋章の使用は最近増加している。儀式、祭典等に着用する衣服、器物等に見られる家紋の外に、地方自治体(都市町村)、組織、団体、学校、会社等は、それぞれ固有の紋章を持ち、家紋とは言

えないが、ワイシャツ、ネクタイ、カフス釦等、洋服の附属品である小物類にも紋章が見られるようになった。近い将来庶民の自家用車にも家紋を印すことが予想される。我々の祖先が創造した紋章は美しく貴重な文化遺産であり、どのような形であれ、これを保存し発展させることは望ましいと思うが、果しないリバイバル風潮には多少の戸惑いを感じる。

参考文献

- | | |
|---------|-------------|
| 家紋大図鑑 | 樋口清之監修 |
| 家紋 | 丹羽基二著 |
| 家紋の知識 | 能坂利雄 |
| 日本の紋章 | 森 護 |
| 沖縄の伝統工芸 | 沖縄県工芸振興センター |
| 竹富島誌 | 上勢頭享著 |
| 美術館あんない | 沖縄県立博物館発行 |
| 江戸服飾史 | 金沢康隆著 |